

## 住居および公共施設 - 幾何的仕様

本基準は住居および公共施設の幾何的仕様（基準寸法）を定めたもので、“建築モジュール - 基本原則” に適合している。

本基準はモジュール座標による建物の各階のモジュール測定基準および高さモジュールを定める。

本基準は、以下の内容を検討する際に必ず適用しなければならない。

- 標準的な建物の構造部分の基準、指標およびその他の基準に関する資料
- 標準設計、特別設計、実験的設計
- 標準的な構造物および建築部品の目録、カタログ、設計図
- 構造物の代替となる設備、または他の構造物と結合して 1 つのシステムとなる設備、構造物、部品の寸法に適合した他の設備の目録、カタログ、設計図。

本基準によらない特殊な場合は、“建築モジュール - 基本原則” に規定される。

## モジュール測定基準

1. 住居および公共施設のモジュール測定基準  $B_o$ 、 $L_o$  は、表 1 の基準に適合しなければならない。

表 1

モジュール測定基準 $B_o$ 、 $L_o$	モジュール	
	規定	
7200 未満	30M、12M	7200 未満
7200 以上 12000 未満	30M	7200 以上 12000 未満
12000 以上 36000 未満	60M	12000 以上 36000 未満
36000 以上	60M	36000 以上

## 2. 階の高さモジュール

2.1 住居および公共施設の階の高さモジュール  $H_o$  は表 2 の基準に適合しなければならない。

2.2 モジュールMの倍数である建物の階の高さモジュール2800mmを適用することができる。

表 2

建物の階の高さモジュール Ho	モジュール	
	規定	許容
3600 未満	3M	-
3600 以上 7200 未満	6M	3M
7200 以上	12M	6M

## 保育園、幼稚園 - 設計基準

本基準は保育園、幼稚園、保育園と幼稚園の一貫型保育施設（以下、全国的に“保育施設”と称する）を設計する際に適用するものである。

注：

- 1) 農村地域の保育施設および古い建物を改築した保育施設については、各部屋の面積、サービス部門の内容に関する基準が緩和される。しかし幼児の生活の基本的な要求（遊戯、睡眠、衛生）および行動の動線、施設内の病気の予防・衛生に関する要求は保証されなければならない。
- 2) 本基準は特別な要求を持つ保育（先天性機能障害児の保育、身体機能のリハビリを兼ねた保育）施設の設計には適用されない。

## 1. 一般規定

1.1 保育施設は以下の2つの年齢層の幼児の保育を目的とする。

- 2 か月から 36 か月（保育園年齢）
- 37 か月から 72 か月（幼稚園年齢）

保育園はグループ（幼児 20 人から 25 人）、幼稚園はクラス（幼児 25 人から 31 人）の編成とする。グループ、クラスは、設計および算定の際の単位とする。

1.2 託児制度について、保育施設は以下の2種類の制度にもとづく。

- 一般の就業時間制または交代制による託児
- 昼夜 24 時間の託児

1.3 グループまたはクラスごとの保育施設の規模は表 1 に規定する。

1.4 保育施設は主として、建築レベル II、III、IV の 3 レベルで設計される。

1.5 同一区域の家屋に関しては、保育施設と居住用施設は同一の建築レベルにすることが望ましい。

1.6 上記 1.4、1.5 の規定の他、保育施設を設計する際には現行の“家屋および建築物のレベル区分 - 基本原則”の基準に準じなければならない。

表 1

施設の種類	許可される規模			
	1～2 グルー	3～5 グルー	6～8 グルー	9～10 グルー

	プ・クラス	プ・クラス	プ・クラス	プ・クラス
- 一般の就業時間制による保育園	+	+	+	-
- 昼夜 24 時間制の保育園	+	+	-	-
- 一般の就業時間制による幼稚園	+	+	+	+
- 昼夜 24 時間制の幼稚園	-	+	-	-
- 一般の就業時間制の一貫型保育施設	-	+	+	+
- 昼夜 24 時間制の一貫型保育施設	-	+	-	-

注：

- 1) (+) は許可、(-) は不許可
- 2) 一貫型保育施設の中の保育園グループ数と幼稚園クラス数の割合は、保育園の幼児と幼稚園の幼児の年齢別グループ、クラスの編成にもとづいて選択される。(別紙 1 参照)

1.7 保育施設の向きは、幼児が日常生活を行う部屋（遊戯室、寝室、ベランダ）は夏には直接風が入り涼しい向き（平野、盆地、気温の高い低地）、または太陽の日差しが多くあたる向き（寒冷地、高地）とする。

1.8 幼児が日常生活を行う部屋（遊戯室、寝室）の窓の向きは、建設される地域の気候によって確定される。(別紙 2 の図および注を参照)

1.9 保育施設の配置については以下の点に留意する。

- 隙間風が通らないようにすること。
- 雨が吹き込まないようにすること。特に南部各省では注意する。

## 2. 建設地に関する要求

2.1 保育施設を建設する土地は以下の条件を満たしていなければならない。

- a) 土地が高く、湿度が低く、涼しいこと。
- b) 給水の便が良いこと。
- c) 通園半径が次の範囲であること。
  - 平野部においては 500 メートルから 800 メートル
  - 盆地および山地においては 800 メートルから 1000 メートル
  - 昼夜 24 時間制の保育施設については、利用半径に制限を設けない。

2.2 建設地は、現行の都市計画基準の規定にもとづき、一定の距離を隔てていなければならない。

2.3 建設地は交通量の多い道路に隣接してはならない。

注：やむを得ず交通量の多い道路に隣接して保育施設を建設する場合、道路から幼児が日常生活を行う部屋、遊戯室、教室などの外壁までの間隔が12m以上なければならない。

2.4 建設地の面積は表2に規定する。

表2

施設の種類	施設の規模別幼児1人あたりの面積 (㎡)			
	1～2 グループ・クラス	3～5 グループ・クラス	6～8 グループ・クラス	9～10 グループ・クラス
- 保育園	30～32	25～30	20～25	20～25
- 幼稚園	35～37	30～35	25～30	20～25

注：建設地の面積は最少80㎡、最大8000㎡とする。

2.5 建設地の面積は以下の内容を含む。

a) 建築面積

b) 園庭面積

c) 緑地、通路面積

2.6 面積の割合は以下の点が保証されなければならない。

- 建築面積が建設地の面積の40%を超えないこと。

- 園庭、緑地の面積が建設地の50%未満にならないこと。

2.7 建設地の周囲には生垣を設け、安全柵、防塵・防音柵とする。

3. 施設の内容及び設計の要求

3.1 保育施設は以下の内容を含む。

- グループまたはクラス

- サービス部門

- 園庭

3.2 保育施設の設計は以下の原則を満たしていなければならない。

- 各グループ、クラスがそれぞれ独立していること。

- 各グループ、クラスとサービス部門が隔てられていること。

- 安全で、幼児の年齢に応じた教育の要求を満たしていること。

注：保育施設の一般的平面図と行動の動線概略図は別紙2の図3、4を参照。

3.3 各部屋の高さは以下のように規定する。

- 遊戯室、教室、寝室、生活室、倉庫、調理室は3m～3.6m。
- サービス部門に属する部屋、幼児引き取り室、授乳室、便所、手洗い場、排泄（おまる）場、配膳室、調乳室、幼児用休憩室は2.4m～2.7m。
- 廊下、ベランダ、渡り廊下は、設置される場所により2.4m～2.7m。

3.4 保育施設は2階を超えた設計をしてはならない。2階を超えた設計をする必要がある場合には、幼児の安全と生活の利便性、毎日の送迎の要求が確保され、事故が発生した際の避難が可能でなければならない。

#### グループ・クラス

部屋の種類	保育園面積（㎡）		幼稚園面積（㎡）	
	一般の就業時間制または交代制による託児	24時間託児	一般の就業時間制または交代制による託児	24時間託児
- 生活	36-48	36-48	54-58	54-58
- 睡眠	36-38	36-38	0	54-58
- 幼児の引き取り、授乳、服・帽子置き	12-16	12-16	10-12	10-12
- 幼児用休憩室	4.5-6	0	4.5-6	0
- 調乳、配膳	4.5-6	4.5-6	4.5-6	4.5-6
- 浴室、手洗い場、便所、排泄（おまる）場	18-24	24-28	18-24	24-28
- ベランダ	18-24	18-24	18-24	18-24
- グループ・クラスの道具置場、ベッド置場	6-9	6-9	6-9	6-9

注：

- 1) 一般の就業時間制による幼稚園は、寝室を独立させて設計してはいけない。ベッド置場を教室の隣に配置し、昼寝の時間になったらベッドを教室内に動かして幼児を寝かせるようにする。

- 2) 幼稚園の各クラスの便所は、男児と女児を分けなければいけない。
- 3) 2 グループ規模の保育施設は、2 つのグループまたはクラスの幼児引き取り室（面積 16 m<sup>2</sup>～18 m<sup>2</sup>）を合同で使用するように設計してもよい。その場合、各グループまたは各クラスとの出入口を設けなければいけない。

3.6 幼児のグループ・クラスの生活室は以下の要件を備えていることが必要である。

- 幼児の引き取り室、便所、ベランダ、幼児用休息室、ベッド置場（幼稚園）と直接つながっていること。

- 寝室、配膳室、調乳室との行き来が便利であること。

3.7 幼児用休憩室は生活室の隣に配置されること。幼児が互いに干渉できないような適度の仕切りが必要であるが、なおかつ幼児を常に観察、管理できるような設計でなければならない。

3.8 幼児用の浴室、手洗い場、便所は、屋内の幼児および園庭にいる幼児の双方に利用しやすいように設計されなければならない。

3.9 24 時間制の保育施設は、幼児用休憩室をグループ・クラスの中に配置せず、体調の悪い幼児の看護室を医務室の隣に設ける。看護室のベッド数および面積は表 4 に規定する。

表 4

施設の規模	ベッド数	部屋の面積 (m <sup>2</sup> )
幼児 75 人～100 人	2～4	8～10
幼児 100 人～200 人	4～6	12 から 18
医療に関する行動の動線（別紙 2・図 7 を参照）		

3.10 幼児用のベランダは、以下の要件を備えていなければならない。

a) ベランダの奥行きは最も狭いところで 2.10m 以上であること。

b) 雨の日、日差しの強い日でも、幼児の生活に便利かつ安全であること。

3.11 3 クラス以上の規模の幼稚園および一貫型保育施設は、1 つの共用の生活室を設計することが許可される。面積は 54 m<sup>2</sup>以上、72 m<sup>2</sup>以下でなければならない。

3.12 共用の生活室は以下の要件を備えていなければならない。

a) 各グループ・クラスからの幼児が行き来しやすいこと。

b) 必要な場合にはすぐに外に出られること。

c) 風通しがよく、自然光が当たること。

3.13 3 クラス以下の規模の幼稚園は、1 つの共用の生活室を設計してはならず、必要な場合に 1 つの教室を広げて使えるように設計することのみが許可される。拡張面積は 1 クラスあたり 0.10 m<sup>2</sup>～1.15 m<sup>2</sup>とする。

サービス部門

3.14 保育施設内のサービス部門の内容、部屋の面積は、その種類および規模に応じて表5のように規定される。

表5

部屋の種類	一般の就業時間制または交代制 (㎡)				24時間制 (㎡)		注
	1-2 グループ・クラス	3-5 グループ・クラス	6-8 グループ・クラス	9-10 グループ・クラス	3-5 グループ・クラス	6-8 グループ・クラス	
1	2	3	4	5	6	7	8
園長の接客	12-14	9-12	16-18	18	16-18	18-24	
事務・管理	-	9-12	16-18	16-18	16-18	16-18	
職員の休憩	12-14	12-14	16-18	18-24	16-18	18-24	
教材作成	-	9-12	16-18	18	9-12	18	
医務	-	9	12	14	12	16	
調理・配膳	6-9	9-15	16-24	24-28	16-18	18-24	
乾物用倉庫	4.5-6	4.5	6-9	9-12	6	9	
生鮮用倉庫	-	4.5	6-9	9-12	6	9	
加工場	4.5	4.5-6	6-9	12	9	9	
炭・薪置場	4.5	5.6-6	6-9	12	9	12	
活動用敷地	20-25	30-35	45-50	55-60	40-45	55-60	
職員用浴室、 便所	6-9	9	12	18	9	18	
物置	6-9	9	12	12	12	14	
警備・当直	9-12	9-12	12	12	12	12	
駐車場 洗濯部門	車1台につき 0.90 ㎡ 3.20、3.21、3.22 の各項を参照						車の台数は施設の規模、需要による

3.15 園長の執務・接客室は、園内業務および対外業務を適切に行えるような配置に設計するよう留意する。

3.16 1～2 グループ・クラス規模の保育施設は、事務・管理室、職員の休憩室、教材作成室、医務室は1つの部屋として設計する。面積は表5の規定にもとづく。

3.17 調理室の面積は幼児1人あたり0.30～0.35 m<sup>2</sup>として計算される。設計の具体的な内容は表5の規定にもとづく。

3.18 調理場は以下の原則が保証されなければならない。

- 行動の動線が一方通行であること。
- 幼児の生活区域および園庭と隔てられていること。

3.19 調理場の設計内容は以下の通り。

- 調理場
- 配膳場
- 加工場（下ごしらえを含む）
- 各種倉庫（食糧、炭、薪、野菜）

注：

- 1) 配膳場は直接廊下と接続し、調理室から各グループ・クラスに食事を運搬しやすいように設計する必要がある。
- 2) 加工（下ごしらえ）場は明るく風通しがよく、直接給水できる所で、調理場および配膳場と隔てられるように留意する。
- 3) 各種倉庫は毎日の搬入、搬出、計量がしやすいように留意する。
- 4) 調理部門の作業動線については、別紙2・図6を参照。

3.20 保育施設内の洗濯については、施設の物質・設備的条件により、以下の2つが適用される。

- a) 集中的洗濯
- b) グループ・クラスごとの洗濯

3.21 集中的洗濯については、次の原則が保証されなければならない。

- a) 衣類、おむつの汚れたものと洗濯済みのものの受け渡し口が別々であること。
- b) 汚れた衣類、おむつの受け渡し口が共用の廊下につながっていないこと。
- c) 洗濯物干し場と隣接していること。

注：集中的洗濯の設計内容については、別紙2・図5を参照。

3.22 グループ・クラスごとの洗濯場所については、そのグループ・クラス内の便所内に設置されなければならない。面積は以下の通り。

- 洗濯場は 1.2 m<sup>2</sup>～1.5 m<sup>2</sup>
- 洗濯物干し場は 2.0 m<sup>2</sup>～2.5 m<sup>2</sup>

注：

- 1) 洗濯物干し場は自然の光が直接当たるところが望ましいが、幼児の遊び場であるベランダと共有しないよう留意する。
- 2) 洗濯部門の作業動線については、別紙 2・図 5 を参照。

3.23 階段は以下の要件が保証されなければならない。

- a) 自然光が入ること。
- b) 傾斜が 22～24 度であること。
- c) 幅が 1.2m 以上であること。
- d) 大人用と幼児用の手すりがあること。
- e) 幼児用の手すりの高さは、0.5m～0.6m であること。
- f) 大人用手すりの上方には高さ 0.5m～0.6m の保護用網を設置すること。
- g) 手すりの欄干は直立した柱でできており、2 本の柱の間隔は 0.1m 以下であること。

#### 園庭

3.24 保育施設の園庭は以下の内容を含む。

- a) 共用の園庭
- b) グループ・クラスの園庭
- c) 緑地、芝生

3.25 共用の園庭の面積は、幼児 1 人あたり 1.5 m<sup>2</sup>～2 m<sup>2</sup>とし、以下の内容を含む。

- a) 運動場の面積は、幼児 1 人あたり 0.5 m<sup>2</sup>～0.8 m<sup>2</sup>とするが、120 m<sup>2</sup>を超えてはならない。
- b) 車両の練習用トラックの幅は 1.2m～1.5m とする。

注：

- 1) 車両の練習用トラックは、幼児の運動場または座って休息する場所を横切ってはいけない。
- 2) 車両の練習用トラックは、施設内の共用通路と兼用してはいけない。

3.26 3 グループ・クラス以下の規模の保育施設は、共用の園庭を設計しない。

3.27 各グループ・クラスの園庭は以下のように設計される。

- 保育園では幼児 1 人あたり 1 m<sup>2</sup>～1.5 m<sup>2</sup>、幼稚園では幼児 1 人あたり 2 m<sup>2</sup>～2.5 m<sup>2</sup>。
- 低木の生垣または草で仕切られていること。

3.28 園庭内には、幼児の植林練習のための用地を設けることができる。面積は幼児 1 人あ

たり 0.3 m<sup>2</sup>~0.5 m<sup>2</sup>だが、全体の面積が 60 m<sup>2</sup>を超えてはならない。

3.29 共用または各グループ・クラスの園庭、戸外遊戯設備には生垣、草木を植え、またはつる草の棚、小屋を設置し、日除け、ほこり除け、騒音除けとする。

3.30 園庭内には鋭いトゲ、毒性のヤニのある植物や硬い実、ハエヤカを引き寄せる花・実をつける植物を植えてはいけない。

3.31 警備室は事務室と同じ敷地内に配置する、または独立していても日中の当直および夜の警備を行うのに便利なように配置する。面積は表 5 の規定にもとづく。

#### 4. 衛生設備・技術に関する要求

4.1 保育施設の給水・排水設備は、地域の条件およびキャパシティーに適合するように設置されなければならない。

4.2 給水・排水設備は、以下の内容を含む。

- 生活用給水・排水設備
- 消火用給水設備

注：条件があれば給水設備を設計することができる。

4.3 自然の水を利用する場合は水処理施設を設置し、使用する水の品質は医療機関の許可を受けたものでなければならない。

4.4 保育施設への給水設備の基準は、表 6 の規定にもとづく。

表 6

施設の種類	幼児 1 人/1 日あたりの水量 (リットル) の基準
- 一般の就業時間制または交代制の施設	75 リットル/日
- 24 時間制 (長時間) の施設	100 リットル/日

4.5 園庭に共用の給水設備のある保育施設は、散水用の水道栓を設置すること。

4.6 排水設備は以下の内容を含む。

- 生活用排水設備
- 雨水排水設備

4.7 給水・排水用ホースは、洗濯室、便所を除く各部屋の天井にむき出しで設置してはならない。

4.8 生活排水、雨水排水の排水管、排水溝には蓋がされていなければならない。

4.9 各部屋に設置される衛生設備の数量および内容については、別紙 4 参照。

4.10 保育施設に設置される衛生設備・施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

- 幼児の使用要求を満たしていること。
- 幼児を保育する教員が利用しやすいこと。

4.11 給水のキャパシティーがいかなるものであっても、各グループ・クラスが使いやすい位置に予備水槽を設置しなければならない。

4.12 衛生設備を設置する高さは、表7に規定する。

4.13 本規定に挙げる基準の他、保育施設への給水・排水設備を設計する際は、以下の現行基準を順守しなければならない。

- 屋内の給水・排水設備
- 都市給水・排水設備

4.14 1A 地区、1B 地区の高山地帯では、設置の条件があれば暖房設備を設計することができる。

表 7

設備の種類	高さ (m)	注
保育園： 手洗い用ボウル	0.40m	規定の高さは、床の表面から設備の上面までの距離。
便器	0.20m	
浴槽	0.65m	
幼稚園： 手洗い用ボウル	0.45m	
便器	0.20m	
浴槽	0.65m	
排泄用樋	0.30m	

5. 照明 - 電気技術および電気設備に関する要求

5.1 保育施設の以下の各部屋においては、自然光が直接入るように設計しなければならない。

- 遊戯室（保育園）、教室（幼稚園）
- 便所・排泄（おまる）場、浴室、洗濯干し用ベランダ
- 遊び用ベランダ
- 生活室
- 調理室
- 加工（下ごしらえ）室

5.2 壁、天井、床、各設備・備品の装飾の色彩は、生活に必要な明るさを強調するものでなければならない。

5.3 電気がある場所はすべて、園庭も含め、人工照明が設置されなければならない。

5.4 各部屋の照度の基準は、表 8 に規定する。

表 8

部屋の種類	最低照度 (ルクス)		照らされる面
	蛍光灯	白熱電球	
- 生活室	200	100	
- グループ・クラスの生活室	100	35	
- 寝室		15	
- 幼児の引き取り、授乳、服・帽子置き	75	30	
- 教員室	75	30	
- 事務・管理室	100	35	
- 医務、教材作成、調乳、配膳室	100	35	
- 幼児用休憩室	75	30	
- 便所	100	30	

5.5 施設内に配線を行う場合、以下の要件を保証しなければならない。

a) 被覆された電線であること。

b) 幼児が常に行き来する部屋、場所のコンセント、ヒューズ、スイッチなどは、床から 1.4m～1.5mの高さに設置し、また保護用ボックスやネットを備えていなければならない。

c) 各部屋の配電盤には、スイッチとヒューズの他、必要な際に利用するソケットを 1、2 つ追加しておく。

5.6 可能な範囲で、電話またはベルを設置することができる。

5.7 保育施設には、必要時のための避雷針を設置しなければならない。

5.8 照明設備、避雷針を設計する際には、本章に記載する要求の他、人工照明、電気照明の設計および電気設備の設置に関する基準、建築物における避雷針の設置に関する現行の基準を順守しなければならない。

6. 消防に関する要求

6.1 保育施設を設計する際には、消防に関する現行基準を順守しなければならない。

6.2 施設の規模、階数、距離、建築面積に応じた耐火レベルは、表 9 に具体的に規定する。

表 9

施設の規模 (グループ・クラス数)	制限階数	各部屋から非常用通路までの最長距離 (m)	施設の耐火レベル
- 1～3	1	12～15	III - IV

- 3～10	2	15～20	II - III
--------	---	-------	----------

6.3 住居と同じ区域にグループ・クラスの部屋および園庭を配置する場合、グループ・クラスの部屋、グループ・クラスの園庭と住居を仕切る壁は、耐火限度 0.75 時間以上の材質を使用しなければならない。

6.4 耐火レベル II および III の 2 階建て施設は、第 2 の避難通路として屋外階段を設置することが許可される。

6.5 通路、廊下、出口、避難路の階段の幅は、表 10 に規定する。

表 10

通路の種類	通路の幅	
	最小	最大
通路	1.00	計算にもとづく
廊下	1.40	計算にもとづく
出口	0.80	2.40
階段	1.05	2.40

6.6 避難通路は戸外に通じていなければならない。

6.7 3 グループ・クラス以上の規模の保育施設は、施設内に消化用給水設備を備えていなければならない。消火用水量および施設内消火栓の基準は、表 11 に規定する。

表 11

施設の規模	消火栓の数	水の流量 (リットル/秒)
5000 m <sup>2</sup> ～25000 m <sup>2</sup>	1	2.5
25000 m <sup>2</sup> 以上	2	2.5

6.8 消火のための水源がない場合、または水源の水量、水圧が十分でない場合には、消火のための予備用水を備えていなければならない。必要な水量は、最大 3 時間の消火が可能な水量を基準に算定する。

6.9 消防設備を設計する際には、上記の基準の他、家屋および建築物の消防設備の設計基準、家屋および建築物を設計するための設備的条件に関する現行の基準を順守しなければならない。

## 7. 仕上げ作業に関する要求

7.1 仕上げ作業は、施設の内部および外部、園庭、門に重点を置いて行われなければならない。

7.2 建築物の細部、床と壁の接地面、柱の角等にも留意し、直角や鋭角があってはならない。

7.3 共用生活室の入口、各グループ・クラスの部屋の入口には、扉を壁に寄せる掛金をつけなければならない。

7.4 グループ・クラスの各部屋は、以下の規定にもとづき、壁の根元の部分にこすり洗いのできる防浸性の材質の板を張らなければならない。

- a) 生活室、寝室、幼児引き取り室、授乳室は0.12m～0.2m。
- b) 浴室、手洗い場、便所、配膳室、調乳室は0.8m～1.2m。
- c) 洗う時に排水できるように、壁の床に接する部分に排水穴を開ける。

7.5 壁、天井、床の表面は凹凸なく、滑らかに仕上げること。

7.6 各部屋の床、土台、階段は以下の要件を満たしていなければならない。

- a) 洗う時に排水できるように傾斜があること。
- b) 洗う時に滑らない、防浸性の材質のタイルを張ること。

7.7 園庭は以下の要件を満たしていなければならない。

- a) 緑地、芝生、物干し場は幼児の生活の要求を満たした位置に配置されていること。
- b) 品質の良い、規定に準じた草木を使用していること。
- c) 施設・設備（シーソー、滑り台、ブランコ等）は防湿、防虫の材質であること。

7.8 通路は以下の要件を満たしていなければならない。

- a) 規定の位置にあること。
- b) 幼児が使用する際の機能と要求に準じていること。施設の機能に準じていること。

## 別紙 1

(参考)

### 保育園のグループ分けおよび幼稚園のクラス分けの編成

1.1 保育園においては、幼児の食事の内容別に以下のグループに編成することができる。

- a) ミルク
- b) ピューレ
- c) 粥
- d) つぶし飯
- e) ご飯

1.2 幼稚園においては、教育・訓練省幼稚園局のガイドラインにもとづき、幼児の年齢別に以下のクラスに編成する。

- a) 3歳から4歳：幼稚園年少クラス
- b) 4歳から5歳：幼稚園年中クラス
- c) 5歳から6歳：幼稚園年長クラス

1.3 本別紙の分類にもとづきグループまたはクラスの編成が十分にできない場合、保育園においては年齢と食事の内容を組み合わせで分類してもよい。幼稚園においては、以下の表1、2、3、4、5の規定にもとづく。

1.4 一貫型保育施設の規模およびグループとクラスの割合は、施設を設立する場所の実際の需要をもとにし、本別紙の上記分類のガイドラインを参考にして決定しなければならない。

表1 - 2グループ規模の保育園

グループ名	幼児の年齢	1グループの幼児の数
年少グループ（ミルク、ピューレ、粥）	2か月から18か月	18人から20人
年長グループ（つぶし飯、ご飯）	18か月から36か月	20人から25人

表2 - 3グループ規模の保育園

グループ名	幼児の年齢	1グループの幼児の数
年少グループ（ミルク、ピューレ）	2か月から12か月	18人から20人
年中グループ（粥、つぶし飯）	12か月から24か月	20人から25人
年長グループ（ご飯）	24か月から36か月	20人から25人

表3 - 4グループ規模の保育園

グループ名	幼児の年齢	1グループの幼児の数
年少グループ（ミルク）	2か月から10か月	18人から20人

年少 - 中グループ (粥)	10 か月から 18 か月	20 人から 25 人
年中グループ (つぶし飯)	18 か月から 24 か月	20 人から 25 人
年長グループ (ご飯)	24 か月から 36 か月	20 人から 25 人

表 4 - 2 クラス規模の幼稚園

クラス名	幼児の年齢	1 クラスの幼児の数
年少クラス	36 か月から 54 か月	20 人から 25 人
年長クラス	54 か月から 72 か月	25 人から 30 人

表 5 - 3 クラス規模の幼稚園

クラス名	幼児の年齢	1 クラスの幼児の数
年少クラス	36 か月から 48 か月	20 人から 25 人
年中クラス	48 か月から 60 か月	20 人から 25 人
年長クラス	60 か月から 72 か月	25 人から 30 人

別紙 II

(参考)

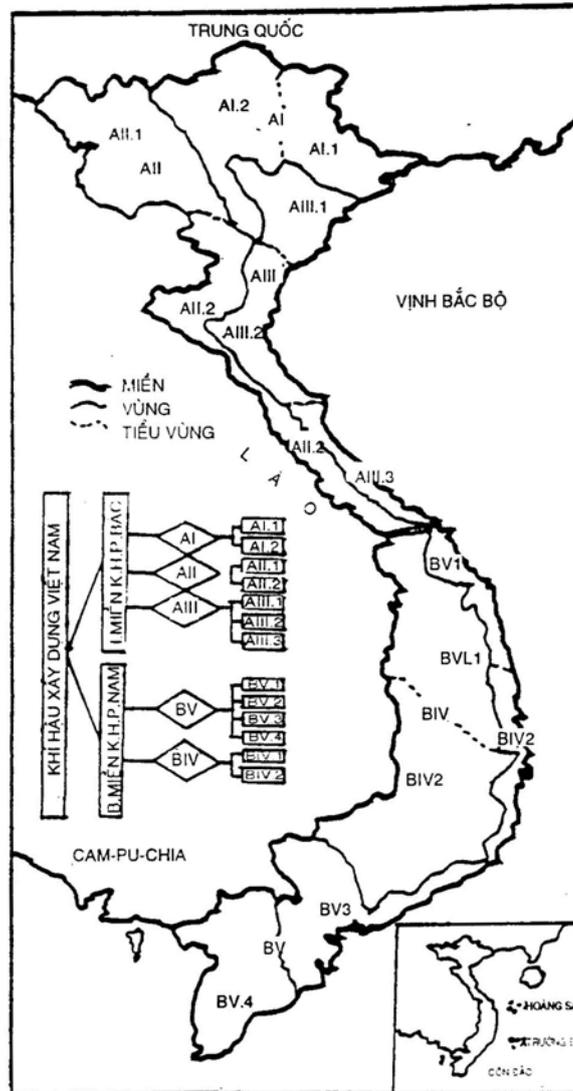


図 1

注：

- A. 北部気候帯：ハイヴァン岬以北の各省を含む。  
特徴：基本的には熱帯モンスーン気候で、寒い冬がある。
- A.I 東北および越北気候地域  
特徴：最低気温が零度まで下がる。湿潤で多雨。防寒対策が必要。
- A.I.1. 東北各省の地域（小分類）
- A.I.2. 越北各省の地域（小分類） 暖房の程度が異なる。
- A.II 西北山岳地域およびチュンソン山脈北部気候地域  
特徴：それほど寒くはなく、北部では零度以上、南部では5度以上。気候は乾燥、高温で、最高気温が40度にまで上がる。寒い季節には冷たい風が40m/秒以上の速度で吹く。

冬は乾季と同じぐらい長引き、2 か月から 3 か月は暖房設備が必要になる。

A.II.1 西北地域（小分類）

A.II.2 チュンソン山脈北部気候地域（小分類） 冬期の暖房の程度が異なる。

A.III 平野部および中部北方気候地域

特徴：冬は寒い、北部でも気温は零度までは下がり、南部では 5 度以下には下らない。夏は最高気温 40 度まで上がり、特にタインホア省以南は 42~43 度になる。

AI、AII の地域よりも湿度が高く、雨が多い。風速 40m/秒以上の風が吹く。

A.III.1 北部平野地域（小分類）

A.III.2 タインホア - ゲアン平野地域（小分類） 冬期の暖房技術の手法が異なる。

A.III.3 ビン - チ - ティエン平野地域（小分類）

B. 南部気候帯：ハイヴァン岬以南各省を含む。

特徴：熱帯モンスーン気候で、一年を通して暑い。

B.IV タイグエン気候地域

特徴：熱帯気候の特徴が顕著で、最低気温は 0 から 5 度、最高気温は 40 度以上。

山岳地帯を除き、防熱・遮熱対策を行わなければならない。

B.IV.1 タイグエン北部地域（小分類）

B.IV.2 タイグエン南部地域（小分類） 防寒対策の必要度が異なる。

B.V 南部平野および中部平野地域

特徴：熱帯気候で、冬の最低気温も 10 度以上と寒くない。北部の最高気温は 40 度まで上がり、南部では 40 度以上になる。年間雨量が多い。年間を通じて雨季と乾季がある。

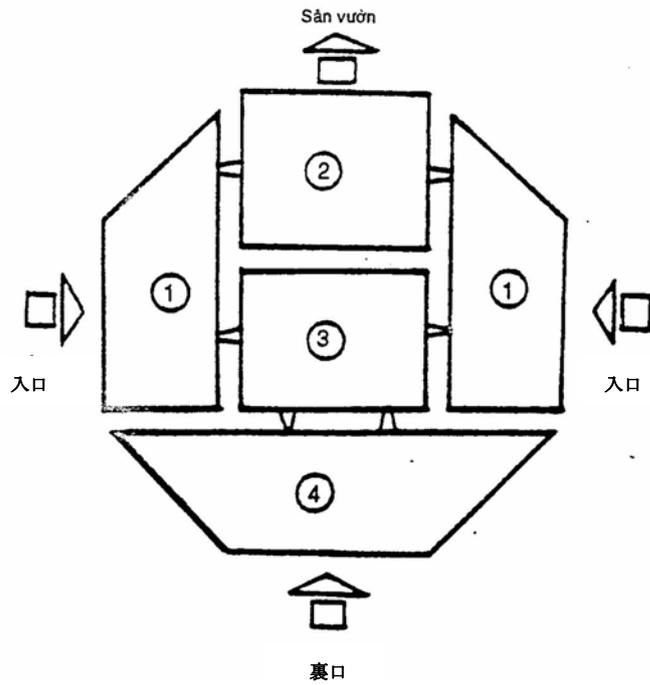
B.V.1 クアンド、ギアビン北部地域（小分類）

B.V.2 フーカイン、ギアビン南部地域（小分類） 夏期の防熱対策の必要度が異なる。

B.V.3 トゥアンハイ、南部東方地域（小分類）

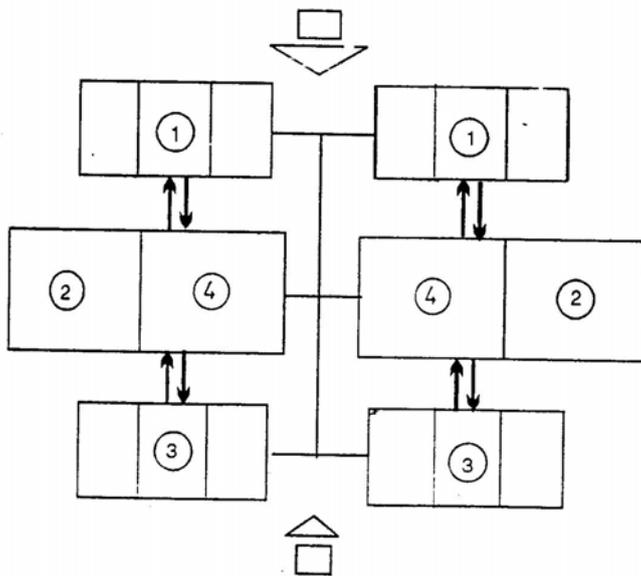
B.V.4 南部西方地域（小分類）

図 2a - 保育施設における共同生活の概略図



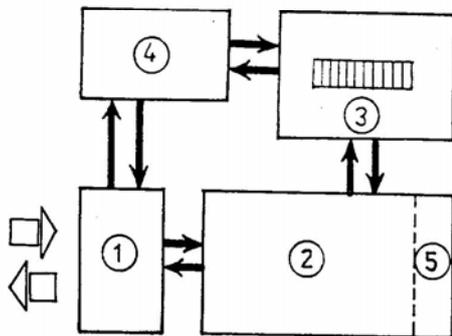
1. 入口、幼児引き取り室、当直室、幼児用休憩室、着替え室、手洗い場
2. 寝室、生活室、遊び用ベランダ
3. 浴室、便所、排泄（おまる）場
4. 事務、管理、医務、調理、倉庫、洗濯

図 2b - 保育施設における一般的行動の動線概略図



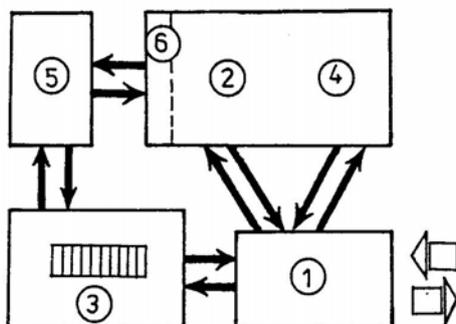
1. 入口、幼児引き取り室、当直室、幼児用休憩室、着替え室、手洗い場
2. 寝室、生活室、遊び用ベランダ
3. 浴室、便所、排泄（おまる）場
4. 事務、管理、医務、調理、倉庫、洗濯

図 3 - 保育園、幼稚園における一般的行動の動線概略図



- 保育園のグループにおける動線
1. 幼児引き取り室、服・帽子置き場
  2. 遊戯室
  3. 寝室
  4. 浴室、手洗い場、排泄（おまる）場
  5. 遊び用ベランダ

図 4 - 幼稚園における一般的行動の動線概略図



1. 幼児引き取り室、服・帽子置き場
2. 教室
3. 寝室
4. 幼児用休憩室
5. 浴室、手洗い場、便所
6. 遊び用ベランダ

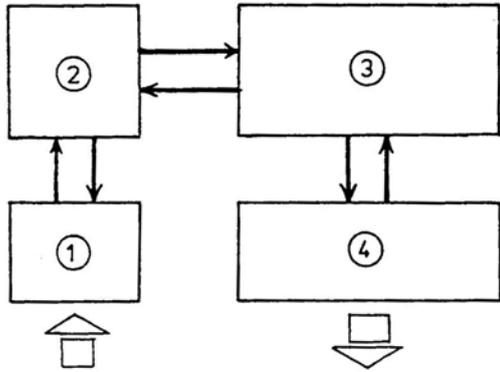


図 5 - 洗濯部門の作業動線

1. 汚れた衣類の受け取り場所;
2. 漂白・シミ抜き室;
3. 洗濯室;
4. アイロン、乾燥、洗濯済み衣類の引き渡し場所

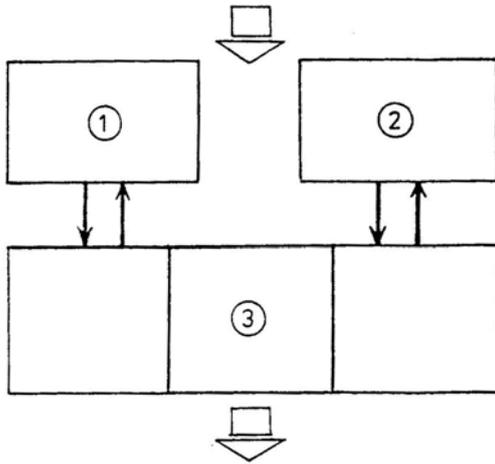


図 6 - 調理部門の作業動線

1. 乾物倉庫 ; 2. 生鮮倉庫
3. 下ごしらえ、加工、調理、配膳室

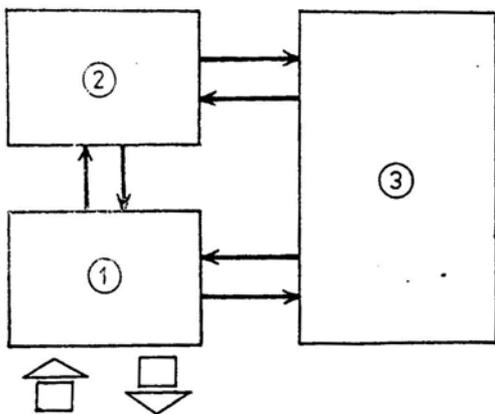


図 7 - 寄宿舍タイプの保育施設の医療に関する行動動線

1. 医務室 ; 2. 病児のための衛生設備;
3. 体調の悪い幼児の病室



浴室	1		2	1		2		1		幼児数の1/2	1
グループ別の浴室	3		5-5	1	3-4	4	幼児数の1/5		4		1
調理		2		2							
洗濯（集中）室				2							2
浴室、便所	1			1	1-2		1-2		1-2		
教員、職員用											

注：

- 1) 樋付きの水道栓は1か所につき0.4mとする。
- 2) 排泄場の長さは1か所につき0.45m～0.5mとする。
- 3) 1、2、3、4、5項の内容及び数量は保育園または幼稚園の1グループ・クラスあたりで算出。6、7、8項の内容は保育施設全体の数量。

#### 別紙V

(参考)

#### 保育園における設備および設備の配置に関する留意点

保育園における設備・備品は、すぐれた保育施設にするため建築面、設計面で留意、研究がなされるべき問題である。

設備の内容に関しては、コンパクトにきちんと配置し、幼児が使用する際に便利かつ十分になければならない。またサイズについては幼児の体格にふさわしい大きさでなければならない。色彩や形は、幼児の活動的な性質に見合った明るい、生き生きとしたものにする。本基準は保育施設の設備の規格寸法を紹介するものではなく、母子保護中央委員会および国家基礎建設委員会が1981年に発行した“保育園および幼稚園の木製家具・内装例”にもとづき、これを適用したものである。

## 普通教育学校 - 設計基準

本基準は、普通教育学校および寮制普通教育学校の校舎、施設の建設または改築の設計をする際に適用するものである。

本基準は、以下の校舎および施設に対しては適用を奨励するのみとする。

職業訓練学校

英才児教育学校

障害児教育学校

専門学校（音楽、芸術、舞台、絵画、スポーツ）

普通教育学校に準ずる短期文化養成学校

## 1. 施設の規模

1.1 普通教育学校は、最小 5 クラス（初級のみ为学校）、最大 36 クラス（中級および上級）の規模とする。

（訳注：初級＝小学校、中級＝中学校、上級＝高等学校に相応する。）

表 1

学校の種類	生徒数	基準クラス数との割合											
		基礎普通教育学校								中等普通教育学校			
		初級				中級				上級			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
基礎普通教育学校	200	1	1	1	1	1							
分校 5 クラス													
9 クラス	360～432	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
18 クラス	720～864	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
27 クラス	1080～1296	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
36 クラス	1440～1720	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
中等普通教育学校													
12 クラス	400～576										4	4	4
18 クラス	720～764										6	6	6
24 クラス	960～1152										8	8	8
7 クラス	1080～1296										9	9	9

1.2 普通教育学校の規模はクラス数によって算定される。1 クラスの生徒数は 40 人から 48 人。各学校の規模を確定する際には、表 1 の基準を適用する。

1.3 寮制普通教育学校の規模は、農村部、都市、山岳地帯、平野部など居住する条件にもとづいて確定され、独自の設計業務によって設計される。

1.4 1 つの敷地に級の異なる 2 校を建設することが許可された場合でも、各学年、各学校の独自の活動が確保されなければならない。

## 2. 建築レベル

2.1 普通教育学校は建築レベル I、II、III、IV で設計され、各学校の建築レベルは施設の強度、耐火性、開発可能性および計画の安定性にもとづいて確定される。

2.2 安定した計画を持っている地域においては建築レベル I および II の学校、安定した計画をまだ持たない地域においては建築レベル III および IV の学校のみが建設を許可される。

## 3. 建設地に関する要求

3.1 普通教育学校は、一般規定に適合した、住宅地の中心に位置する地域に建設されなければならない。

普通教育学校が建設される場所は、以下の要件を満たしていなければならない。

- 生徒の通学が便利、安全であること。
- 授業、学習に適した静かな場所であること。
- 衛生的であること（土地が高く乾いている、通気が良い、清潔である）。

3.2 普通教育学校は、病院、店舗、酪農施設、工場・加工場など、常時騒音や有害廃棄物を排出する施設に隣接して建設してはならない。上記の施設の付近に建設せざるを得ない場合には、植樹が可能な緩衝区域を設けなければならない。緩衝区域の幅は 30m 以上とする。

3.3 普通教育学校は、生徒が通学の際に幹線道路、大通り、線路、河川を横断せずに済むような場所に建設することが必要である。

3.4 普通教育学校の通学半径は、生徒の年齢ごとの体力に適応して算定され、教育普及の要求に応じたものでなければならない。

基礎普通教育学校初級、中級については最適の通学半径は 300 から 500m とし、1500m を超えてはならない。

中等普通教育学校上級については通学半径の規定を設けないが、大多数の生徒の通学距離の平均を確保することが必要である。

山岳地域においては、通学地域は以下のように延長される。

- 初級学校区：2000m まで
- 中級学校区：3000m まで

3.5 学校の敷地面積については、表 2 に規定する。

3.6 学校の敷地面積全体に対する各区域の面積は、以下の割合にもとづいて算定される。

- 各施設の建築面積は 14～20%。
- 実験園、実習園の面積は 16～20%。
- 運動場、校庭の面積は 40～45%。
- 通路面積は 15%。

注：都市部の土地条件により上記の割合が確保できない場合、各施設の建築面積を 25%まで増やすことができる。

3.7 緑地面積はいかなる場合においても敷地面積全体の 40～50%を確保すべきである。

注：

- 1) 緑地面積とは芝生、生垣、警備所を含む。
- 2) 建築物が庭、公園に接して建設されている場合、緑地面積の割合を減らすことができるが、規定面積の 10%を超えて縮小してはいけない。

表 2

クラス数	敷地面積 (Ha)
5	0.5
9	1.2
12	1.5
18	2.0
24	2.8
27	3.0
36	3.7

注：

- 1) 都市部に建設される学校については、敷地面積を 10%減らすことが許可される。
- 2) 農村部および土地が確保できる地域においては、学校の敷地面積を増やすことができるが、その割合が 10%を超えてはならない。
- 3) 12 クラス以下の規模の学校については、運動場を他の学年、クラス、他の学校と共有する、または地域内の運動場を利用することができる。
- 4) 学校を建設する際には、耕作地に建てることを極力制限し、丘陵地や非耕作地を利用する。耕作地に建設せざるを得ない場合には、許容される範囲内で敷地面積を最小限にする措置を講じなければならない。

5) 農村部に中等普通教育学校を建設する場合、1 日学校にいる生徒の数を考慮した面積を算定して設計されなければならない。

3.8 生活サービスの施設を建設する区域は、緑地または運動場などで学習区と隔てられていること、別々の出入口が設けられていることが必要である。

3.9 運動区のサッカー場は、教室や実験室の窓から最低 10m 隔てられていること、間が生け垣などで仕切られていることが必要である。

3.10 学校の敷地には 1.2m 以上の高さの保護柵が設けられていなければならない。柵の材質は、学校が建設される場所の条件によって異なる（鉄筋コンクリート、レンガ、生垣など）。

#### 4. 施設の内容及び設計の要求

4.1 普通教育学校は以下の各区を含む。

- 学習区
- 労働実習区
- 運動区
- 学習支援区
- 事務・管理区
- 校内生活サービス区

4.2 普通教育学校の各教室は、基本的要求にもとづき以下のように確定される。

- 1 学年から 5 学年までの基礎普通教育学校初級は、学年ごとの教室が適用される。
- 6 学年から 9 学年までの基礎普通教育学校中級は、学年ごとの教室と実験・実習室が適用される。
- 10 学年から 12 学年までの中等普通教育学校上級は、部門別教室と実験・実習室が適用される。
- 学年ごとの教室、部門別教室、実験・実習室の数は、1 日の学習カリキュラムと授業数に応じて確定される。

4.3 普通教育学校の校舎は 4 階建てまでとする。農村部に建設される基礎普通教育学校は 2 階建てまでとするが、経済的・技術的根拠を有しており、かつ所管機関の承認があれば 4 階建てまで設計することができる。

4.4 都市部および建設が可能な地域では、1 つの学校組織、または実験・実習室、多目的ホール、体育館、運動場を備えた 1 つの総合技術教育センターを設計することが許可される。

4.5 学校内の廊下、階段の幅は以下のように規定される。

- 生徒数 200 人までの階の主階段は、幅 1.80m。
- 生徒数 200 人以上の階の主階段は、幅 2.10m。

- 各部屋の副階段は、幅 1.20m。
- 校内の廊下の幅は 1.80m 以上でなければならない。

#### 4.6 学習区

4.6.1 各教室の面積は表 3 の基準を適用する。

表 3

教室の種類	単位	面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (m)	生徒数
1-学年ごとの教室 (初級)	室	48~54	3.30	40~48
2-学年ごとの教室 (中級)	-	54	3.30~3.60	40~48
3-部門別教室	-	54~66	3.30~3.60	40~48
4-物理・生物・化学の実験室	-	66	3.30~3.60	40~48
5-物理・生物・化学の実験準備室	-	24	3.30	

注：

- 1) 教室のタイプ、構造によって、表 3 の規定面積より 5%増減することが許可される。
- 2) 物理・生物・化学の実験室を別々に設置することが不可能な場合、面積 72~84 m<sup>2</sup>の総合実験・実習室として設計することができる。

4.6.2 教室は地下、半地下、屋根の真下に配置してはならない。

4.6.3 教室は騒音、においを発する部屋（実験室、体育館、映写設備のある講堂、食堂など）から隔てられていなければならない。

4.6.4 教室への出入り口は教室の前方、黒板のある側に配置し、教室の後方に配置することは極力避けなければならない。

4.6.5 各科目の実験準備室は相応する科目の実験室と隣接して配置され、各部屋が互いに行き来できる出入り口を設ける必要がある。

物理、化学の実験室と実験準備室の間には、2 室共有の避難用清浄空間を確保しておく必要がある。

化学実験室には廊下につながる出入り口が 2 か所なければならない。

4.6.6 教室には生徒用の帽子、レインコート置場を設置すること。廊下側に棚、ロッカーを取り付けてもよい。

4.6.7 一般の教室、部門別教室、実験室の椅子・机、設備のサイズ、配置については図 1、図 2、図 3 の基準を適用する。

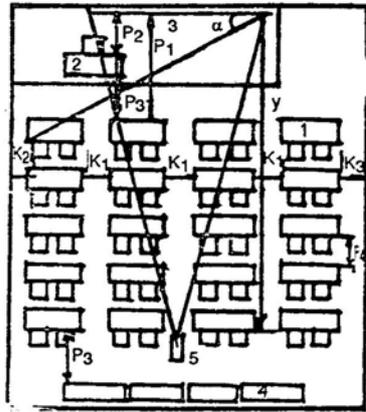


図 1 : 教室の配置図

1. 生徒用机 2. 教卓 3. 黒板 4. 戸棚 5. 映写機等

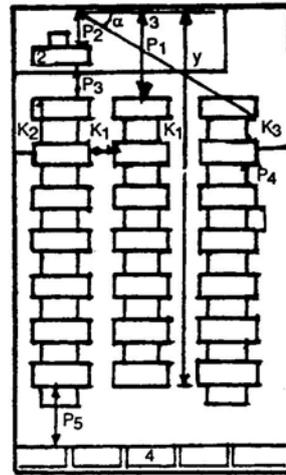


図 2 : 部門別教室、実験室の配置図

1. 生徒用机 ; 2. 教卓 ;  
3. 黒板 ; 4. 標本棚 ;  
5. 実験器具 ; 6. 映写機等  
7. プロジェクター等

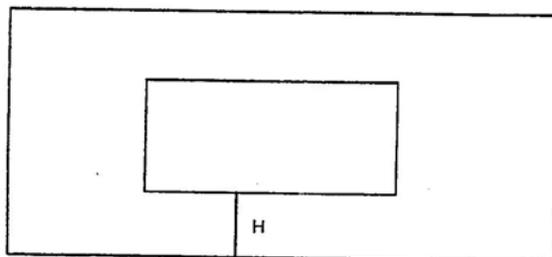
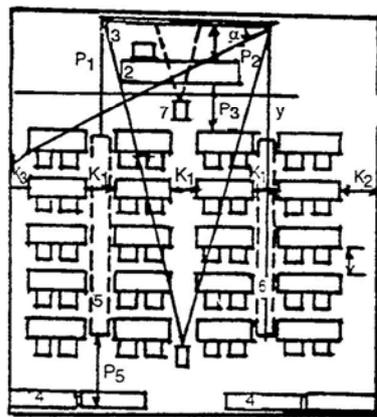


図 3 : 教室の黒板の高さ - H

基礎普通教育学校 : 1 学年から 5 学年まで 70~80cm

基礎普通教育学校 : 6 学年から 9 学年まで 80~85cm

中等普通教育学校 : 10 学年から 12 学年まで 85~90cm

教室および実験室内の記号および各設備の間隔は、表 4 の基準を適用する。

表 4

記号と各設備の間隔	教室内 (cm)	実験室内 (cm)
Y- 最後列の座席から黒板までの最長距離	≦1000	≦1000
K1- 座席の列の間隔	≧50~60	≧50~60
K2- 向こう側の壁と座席列の間隔	≧50	≧50
K3- こちら側の壁と座席列の間隔	≧50	≧50
P1- 最前列の座席から黒板までの距離	≧180	≧215
P2- 教卓から黒板のある壁までの距離	≧65	≧90
P3- 教卓から最前列の座席までの距離	≧50	≧50
P4- 同列の前後の座席の間隔	≧50	≧50
P5- 最後列の座席から後ろの壁までの距離	≧90	≧90
u- 最前列の端の席と黒板の反対側の端を結んだ線の角度	≧30°	≧35°

#### 4.7 労働実習区

4.7.1 普通教育学校内の労働実習作業場は、機械、木工、電気、家庭科、縫製・刺繍などに関する一般技術を教育するための施設である。

各作業場の構成および面積は、表 5 の基準を適用する。

表 5

部屋の種類	単位	面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (m)	生徒数
1. 初級の生徒用技術室	室	54	3.90	20~25
2. 木工実習作業場	-	72	3.90	20~25
3. 機械実習作業場	-	72	3.90	20~25
4. 電気機械実習作業場	-	72	3.90	20~25
5. 家庭科実習室 (縫製、刺繍)	-	54	3.00	20~25
6. 実習作業場用倉庫	-	18~24	3.00	

注：

- 1) 上記表内の作業場の他、各地域の具体的な条件により、所管機関の承認を得た設計にもとづきその他の専用作業場を設置してもよい。
- 2) 専用作業所を設置することが不可能な学校については、面積 84 m<sup>2</sup>の木工、機械などの総合実習作業場として設計することが許可される。

4.7.2 労働実習作業場は独立した棟内に設置することができるが、その場合、現行の基準によって算定された衛生区を設けなければならない。

木工実習作業場には、戸外または廊下に通じる出口が2つ設置されなければならない。

#### 4.8 運動区

4.8.1 体育学習用の各部屋の構成、面積、長さは表6の基準を適用する。

表6

部屋の種類	単位	面積 (㎡)	長さ (m)			生徒数
			幅	奥行き	高さ	
1. 体育館	室	288	24	12	6.00	40～48
		540	30	18	6.00	40～48
2. 用具倉庫		12～24			3.00	
3. 更衣室						
- 男子		16			3.00	
- 女子		16			3.00	

注：

- 1) 体育館は27クラス以上の規模の学校において設計される。27クラス以下の規模の学校については、多目的ホールを体育館と兼用する。
- 2) 18m×30mの体育館は、他の学校と共有または地域の体育館として利用するように設計される。

4.8.2 用具倉庫は体育館と隣接して設計され、倉庫の床と体育館の床は共通した柱を用いていなければならない。

用具倉庫または体育館には、用具を運び出せるように、また事故の時に避難できるように、戸外に出る通路がなければならない。

4.8.3 各地域の条件により、学校には種目別の運動場または共有の運動場を設置することができる。種目別の運動場（走る・跳ぶ、砲丸投げ、榴弾投げなどの陸上競技、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、テニス、サッカーなどの球技）を設計する際には、現行基準に規定された長さ、面積の要件を満たさなければならない。

4.8.4 普通教育学校は、設計が可能であり、かつ所管機関の承認があれば、他の学校と共有または地域のスポーツセンターとして利用するためのプールを設計することができる。

#### 4.9 学習支援区

4.9.1 普通教育学校は、以下の施設を含む学習支援区を設計することができる。

講堂、図書館、歴史・伝統室、教材室、玄関ホール、便所、医務室

4.9.2 9クラス以上の基礎普通教育学校および中等普通教育学校には講堂を設計すること

ができるが、設計の際には多目的に利用する可能性を考慮しなければならない。

4.9.3 講堂の規模は以下のように確定される。

+普通教育学校：全校生徒の30%

+寮制の普通教育学校：全校生徒の50%

+1人当たりの規定面積は0.6㎡、講堂の高さは5.40～6.00m。

+講堂の使用面積は300㎡を超えてはならない。

4.9.4 講堂の仕切り壁、設備は、異なった活動の要求に応じて空間を作れるよう、可動式に設計しなければならない。

4.9.5 講堂の面積が200㎡である場合、舞台の面積は24㎡～36㎡、倉庫の広さは9㎡～15㎡、映写室の広さは12㎡とする。

舞台の奥行きは3m以上、高さは講堂の床から、0.75m～0.90mでなければならない。

4.9.6 図書館は教員用読書室と生徒用読書室を含み、各室が隔てられているようにする。

4.9.7 医務室の面積は12㎡～18㎡、室内に1～2つの緊急用ベッドを設置する。

寮制普通教育学校については、医務室内に面積6㎡以上の独立した病室を設けるため、医務室の面積は30㎡まで広げることができる。

4.9.8 医務室は静かな場所に配置され、外に出るのに便利な通路がなければならない。

4.9.9 教材室の面積は24㎡～40㎡で、実習、実験の用具を修理、格納、準備する機能を持つものとする。

4.9.10 玄関ホールの面積は生徒1名あたり0.1㎡として算定する。玄関ホールは、設計の方法により1か所に集中または分散して配置することができる。

4.9.11 歴史・伝統室は、すべての学校において48㎡～72㎡の面積で設計する。

4.9.12 便所の基準面積および設備の数量については、表7の基準を適用する。

4.9.13 2階建ての校舎は、1階のみに便所を設置できる。

4.9.14 便所の入り口は、各教室、実験室、執務室、寝室の入り口と直接向かい合って配置してはならない。

#### 4.10 事務・管理区

4.10.1 校長室の面積は15㎡～18㎡とする。クラス数27以上の規模の学校については、9㎡～12㎡の副校長室を1室設ける。

4.10.2 学校事務室は、すべての学校において9㎡～12㎡の面積で設計する。

4.10.3 教員評議会室の面積は、教員1名あたり1.2㎡として算定する。算定の対象となる教員は直接授業を行う教員である。

表7

部屋の種類	設備の数量および単位	注
1. 生徒用便所	生徒40人あたり1か所の小便器	- 男子用便所と女子用便所は別々

2. 教員用便所	生徒 40 人あたり 1 か所の便器 生徒 60 人あたり 1 つの手洗い水道栓 教員 1-2 人あたり 1 か所の小便器 教員 10-12 人あたり 1 か所の便器 教員 10-12 人あたり 1 つの手洗い水道栓	にすること。 - 便所間の空間部分に設置する。 - 男性教員用と女性教員用は別々にすること。 - 便所間の空間部分に設置する。 - 女性教員と女子生徒用、男性教員と男子生徒用、としては別々に配置してもよい。
3. 生理時用便所	学校の規模および女子生徒数に応じて、校内に 1-2 か所	便所内に 1 か所の手洗い水道栓を設置する。

- 4.10.4 教員用休憩室は 1 室 12 m<sup>2</sup>、教員 10 人～12 人用として設計する。
- 4.10.5 青年団、青年隊の活動本部の面積は、生徒 1 人あたり 0.03 m<sup>2</sup>として設計する。
- 4.10.6 教材、道具用倉庫の面積は 9 m<sup>2</sup>～12 m<sup>2</sup>とする。
- 4.10.7 当直および接客室の面積は 9 m<sup>2</sup>～12 m<sup>2</sup>とする。
- 4.10.8 湯沸かし用台所の面積は、各学校で 6 m<sup>2</sup>とする。
- 4.10.9 自転車置き場の規定面積は、自転車 1 台あたり 0.9 m<sup>2</sup>として算定し、自転車を持っている生徒の総数の 30%から 40%を自転車の台数と算定する。  
自転車の具体的な台数は、学校ごとまたは地域ごとに算定する。

#### 4.11 校内サービス区

- 4.11.1 校内サービス区は、寮制普通教育学校の教員および生徒の宿舍、食堂を含む。
- 4.11.2 宿舍の種類、面積は、現行の住居設計の基準と規定にもとづく。

注：教員の宿舍は独立して設計される、または生徒の宿舍と隔てられた位置に配置されなければならない。

- 4.11.3 寝室は、ベッド 1 床につき 4 m<sup>2</sup>とする。
- 4.11.4 寝室は、基礎普通教育学校（1 学年から 9 学年の生徒）には 8～10 床、中等普通教育学校（10 学年から 12 学年の生徒）には 4～6 床配置する。
- 4.11.5 寮制学校の食堂は、公共食堂または一般の集団型食堂の設計基準を適用する。
- 4.11.6 食堂の面積および規模は、表 8 の基準を適用する。

表 8

食堂の席数	1 席あたりの面積 (m <sup>2</sup> )	規模
60～80	0.75	食堂の規模は生徒数に応じ、

80 以上	0.65	2 交代制とする。
-------	------	-----------

注：寮制学校の食堂は、クラブ、青年団、青年隊等の活動にも利用できるように設計する必要がある。

## 5. 自然光に関する要求

5.1 各教室は自然光が直接入るように設計されなければならない。

注：

1) 校内の廊下および以下の各区は人工照明も併用することが許可される。

- 生活サービス区

- 事務・管理区

2) 倉庫、職員用便所、講堂の便所は人工照明のみであることが許可される。

5.2 教室に光が入る方向は北または東北、生徒の左側からでなければならない。

注：

1) 右側または後ろから補助の照明を用いてもよいが、左側からの採光を妨げるものであってはならない。

2) 教室、絵画室、音楽室等の照明については、必要な場合には上から照らすように設計してもよい。

3) 黒板のある壁の方向から照らすように設計してはならない。

5.3 各教室の自然採光の係数は、現行基準の規定にもとづく。

5.4 教室、部門別教室、実験室の窓は規定の明るさが保証されるものでなければならない。

床面積に対する窓の面積は 1/4～1/5 とする。

映写機、投影機を用いるため、部門別教室、実験室、講堂には部屋を暗くする装置を設置しなければならない。

## 6. 消防に関する要求

6.1 普通教育学校および寮制普通教育学校を設計、建設する際、TCVN2622 : 1978 の消防に関する規定を順守しなければならない。

6.2 普通教育学校および寮制普通教育学校の階数に応じた最低耐火レベルは、表 9 の基準を適用する。

施設の種類及び階数	耐火レベル	生徒数
1	2	3
普通教育学校および寮制普通教育学校の学習区の階数：1	V	320
1～4	III	1296
1～3	II	規定なし
宿泊区の宿舎の階数：1	V	規定なし
1	III	-
2～3	III	-
4	II	-

注：

- 1) 学習区につながる通路、渡り廊下の防災構造部分は、燃えない材質でできていなければならない。
- 2) 講堂、体育館、ホール、食堂は耐火レベル II とし、燃えにくい材質でできており、最低 0.75 時間の耐火性がなくてはならない。

6.3 すべての部屋（便所、サービス区各部屋を除く）から最も近い出口または階段までの最長距離は、表 10 の基準を適用する。

表 10

施設の耐火レベル	出口までの最長距離	
	2つの階段または出口の間に位置する部屋からの距離	行き止まりの廊下に面した部屋からの距離
I および II	40	25
III	30	20
IV	20	15
V	20	10

注：体育館、講堂、娯楽室については、最も遠い位置から通路への出口までの距離は 27m とする。

6.4 避難通路の幅を算定する際には、同時に同階に集まる最大人数を考慮しなければならない（1階は除く）。

6.5 すべての種類の学校において、可燃物倉庫（衣類、履物倉庫を除く）を地下に配置してはならない。

地下に衣類、履物、運動用具を置く倉庫を配置する場合、直接外につながる通路がなけれ

ばならない。

6.6. 農村および丘陵地、山地においては、河川、湖沼の水源を消火用水として利用できる。

## 7. 仕上げ作業に関する要求

7.1 普通教育学校の施設設計、構造、水道・電気設備、仕上げ作業については、耐久性、安全性を考慮した、生徒の心理や活動的な性質にふさわしいものでなければならない。

7.2 各教室の壁、床、天井、ドアは滑らかで明るい色のものでなければならない。また不必要な凹凸があってはならない。

7.3 各教室の床は滑らず、隙間、摩耗がなく、拭き掃除がしやすいものでなければならない。壁の下方には床にきちんと接するように腰板を張って湿気、カビを防ぎ、壁に浸潤しないようにする。

上記の要求の他、実験室の床は化学薬品による作用を防ぐ防食性のもの、実習作業所の床は耐油性、耐圧性のもの、体育館の床は不燃性で、弾力性、遮音性のあるものにしなければならない。

7.4 教室、講堂の窓は外側に開けることができなければならない。窓も出入り口も、扉を壁に寄せる掛金をつけなければならない。

7.5 建築の細部：壁のコーナー、窓枠など。柱の角は鋭角ではいけない。

7.6 階段のステップ、欄干、手すりは丈夫で安全、かつ生徒の活動的な性質にふさわしいものでなければならない。

注：階段のステップ、欄干、手すりの高さは、生徒の体格に適したものでなければならない。

7.7 体育館の窓には、ガラスを保護するための鉄製の格子または金網を設置すること。

7.8 実験室、設備・機材のある部門別教室、教材室には防犯設備を設置すること。

7.9 屋外から教室への通路の途中にはレンガ、小石、コンクリートなどで処理した中間通路（幅 1.20m～1.50m）を設け、生徒たちが埃や泥を教室内に持ち込まないようにする。

## 8. 給水・排水に関する要求

8.1 給水・排水設備が戸外にある場合、以下の地点まで給水する排水管が設置されていなければならない。

実験室の各机の水道栓

便所、浴室

校庭、運動場の水道栓

8.2 衛生施設で使用する用具の水の流量、等価重量、直接連結する水道管の直径、同時使用率については、表 11 に規定する。

表 11

衛生用具	水の流量 リットル/秒	等価重量	直接連結する管 の直径 mm	同時使用率 %
1	2	3	4	5
手洗い用ボウル	0.870	0.33	10～15	80
実験室内水道栓	0.100	0.50	15	70
便器	0.100	0.50	15	70
小便器	0.035	0.17	10～15	100
1m の排泄用樋	0.060	0.30	10～15	100
シャワー水栓	0.200	1.00	13	100
庭、花壇、運動場の水道栓	0.070	0.33	10～15	70

8.4 戸外の給水・排水設備がない区域は、井戸および沈澱・濾過装置がなければならない。沈澱・濾過した後の水質は、医療機関から使用の許可を得た、衛生的なものでなければならない。

8.5 雨水、汚水の排水設備は、学校の各区域、特に運動場に設置されなければならない。

8.6 衛生用具を設置する高さは、各級ごとの生徒の年齢にふさわしいものでなければならない。

8.7 汚水排水設備は、開放型の排水溝にしてはならない。

#### 9. 人工照明および主要な電気設備に関する要求

9.1 送電設備がある地域においては、学校は2つの電力供給源を確保しなければならない。架空送電線から直接電気を引く場合は1か所からのみが許可される。

9.2 校内の各部屋は、主たる照明として優先的に蛍光灯を使用し、白熱電球を一部用いることができる。

注：各教室には、光の入る窓のある壁に対し平行に、照明を列状に並べるように配置する。

9.3 校内の各部屋、作業面の最小照度は、表 12 に規定した基準を最低基準とする。

表 12

部屋の種類または作業面	最低照度 (ルクス)		光を受ける面
	蛍光灯	白熱電球	
1	2	3	4
1. 各教室			

生徒用机	100	50	横向きの平面 床から 0.8m の距離
教室の黒板	100	50	縦向き平面 (明るい側)
2. 美術 (絵画) 室	150	75	横向きの平面 床から 0.8m の距離
3. 実習室 (鍛冶、木工)	100	50	-
4. 寝室	-	10	-
5. 食堂	35	20	-
6. 教員評議会室、校長室、 教員用休憩室	50	20	-
7. 医務室	100	75	-
8. 廊下、踊り場		10	-
9. 便所など		10	-
10. 階段		10	踊り場、階段のステップ

9.4 各部屋の平面上の平均照度は、基準照度の 10%以上低くてはいけない。

9.5 講堂、労働実習作業場には予備照明設備を備えていなければならない。

予備用照明の最低照度は、通路、階段、踊り場の各面で 0.3 ルクスを確保しなければならない。

9.6 安全係数を計算する際、蛍光灯は 1.5、白熱電球は 1.3 とする。

9.7 屋外照明設備を門、主要通路、校庭、運動場、倉庫にそれぞれ設置する。

9.8 配電室は 1 階の使用しやすい場所、事故が発生した時に修理しやすい場所に配置する。

9.9 教室、部門別教室、実験室には 2 つのコンセントがなければならない。投影機その他の機材を使用するのに都合のよいよう、1 つは黒板のある側、もう 1 つは黒板と反対側の壁に取り付ける。

9.10 基礎普通教育学校の各教室のコンセント、スイッチは、床から 1.5m 以上の位置に取り付けなければならない。

9.11 地域の具体的な条件により、普通教育学校および寮制普通教育学校に校内放送システムを設置することができる。

校内放送システムは、地域の放送システムに直接に接続できるように設計する。

9.12 設置できる条件があれば、構内に電話、呼び出しベル、電気時計、無線テレビ受信機を設計することができる。

9.13 電気設備、電線を設計、設置する際には、現行規定の基準を順守しなければならない。

9.14 電気設備、照明設備を設計、設置する際には、上記の規定の他、電気に関する関連規定の基準を順守しなければならない。

9.15 学校に避雷針を設置する際には、建築物における避雷針の設置に関する現行の基準を

順守しなければならない。